

平成30年度 第16回庁議要旨

日時：平成30年11月19日（月）

午前9時～午前9時50分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市情報プラザの廃止について（総務部）

本施設は、旧河北町が平成9年4月に「河北町交流プラザ」として設置し、その後、市町合併により名称を「石巻市情報プラザ」と変更して現在に至る。

これまで、インターネット接続サービス事業や各種パソコンセミナー等を開催し、地域情報化の推進に努めてきたが、近年の急速な情報通信技術の発展により、インターネット接続環境の拡充・拡大やパソコン等情報機器が普及したことから、本施設の利用者は減少及び固定化した状況にある。

情報プラザとしての一定の役割は果たしたものと考えられることから、本施設を廃止するもの。

(1) 主な内容

【廃止する施設】

名 称：石巻市情報プラザ

所 在 地：石巻市成田字小塚58番地

施設規模等：鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 延床面積993.25㎡

施設内容：コミュニティコート、ワークキャビン、ネットデッキ、事務室 他

(2) 今後の予定

平成30年12月 市議会第4回定例会へ石巻市情報プラザ条例の廃止について提案
(平成31年4月1日施行予定)

平成31年 1月～ 石巻市情報プラザ廃止の周知

3月 石巻市情報プラザ廃止

2 第3期石巻市食育推進計画の策定について（健康部・産業部・教育委員会）

国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年7月に食育基本法が施行され、本市では、平成21年3月に「第1期石巻市食育推進計画」を策定し、同年12月には「食を活かした元気な石巻」都市宣言を行い、取組を推進してきた。平成26年3月には「第2期石巻市食育推進計画」を策定し、特に食文化の継承と地産地消の取組を重点として理念実現に向けて取り組んできた。

震災から7年が経過し、本市の現状や食を取り巻く環境の変化を考慮しながら、事業を推進することが必要となっている。

「食」を取り巻く社会環境の変化や震災後の本市の現状を踏まえ、食習慣と健康を最優先に食育を推進するとともに、地産地消の取組を推進するために、第3期食育推進計画を策定するもの。

(1) 主な内容

① 計画の基本理念（第1期計画からの基本理念を継承）

石巻の「すこやかな体と心を育む豊かな食」を未来へつなごう

② 計画の基本方向と目標

ア 食習慣と健康 ～生活リズムを整え、栄養のバランスを考えた食事をしよう～

イ 食文化の継承 ～石巻の豊かな食を次世代へ伝えよう～

ウ 地産地消 ～石巻の豊かな食を知り、みんなで味わおう～

エ 食の安全・安心 ～石巻の豊かな食生活を実現しよう～

・子どもや若い世代に肥満や生活習慣病につながる食の課題があり、子どもの頃から食を通じた健康づくり、それに伴う親世代の健康づくりも合わせて行う必要があることから、基本方向の(1)食習慣と健康を最優先に取り組む。

・基本方向の(3)地産地消では、「地産地消促進計画」の役割も担うこととする。

③ 計画の期間

平成31年度から平成35年度まで（5年間）

④ 計画の推進体制、進行管理

・本市と関係機関が連携を図り、それぞれの特性を生かして地域ぐるみで総合的かつ計画的に食育に取り組む。

・石巻市食育推進会議において、事業内容の検討と評価を行い計画の推進及び進行管理に努める。

(2) 今後の予定

平成30年12月 パブリック・コメント実施

平成31年 2月 食育推進会議

3月 第3期石巻市食育推進計画策定

3 石巻健康センターの指定管理者の指定について（健康部）

石巻健康センターの管理運営については、平成21年度から指定管理者制度を導入しており、平成31年3月31日をもって現指定管理者の期間が満了となることから、引き続き指定管理により管理運営するため、公募にて指定管理者を募集した。

石巻健康センター指定管理者選定委員会において指定管理者候補を選定したことから、指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

① 施設名 石巻健康センター（愛称：あいプラザ・石巻）

② 所在地 石巻市立町一丁目7番3号

③ 建物概要 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・アルミニウム板ぶき3階建

敷地面積：2,295.00㎡

建築延床面積：1,865.84㎡

④ 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

⑤ 選定候補者 フクシ・ビルワーク共同事業体（㈱フクシ・エンタープライズ、㈱ビルワーク・ジャパン）

- ⑥ 選 定 理 由 同社は現在の指定管理者であり、これまでの実績及び今後の運営管理、利用者サービス等の計画が適正と認められたため。

(2) 今後の予定

- 平成30年12月 市議会第4回定例会へ指定管理者の指定及び債務負担行為の一般会計補正予算案について提案
- 平成31年 1月 指定管理者の指定について通知
- 3月 指定管理に係る基本協定の締結
- 4月 指定管理に係る年度協定の締結
指定管理者による管理運営開始

4 石巻市営住宅の指定管理者の指定について（建設部）

公営住宅法適用外の市営住宅の管理運営については、平成28年度から指定管理者制度を導入し、「宮城県住宅供給公社」を指定管理者としているが、指定期間が平成31年3月31日をもって満了となる。

入居者サービスの向上と効率的な維持管理に努めるため、引き続き同団体を指定管理者として指定するもの。

(1) 主な内容

① 指定管理業務の概要

ア 対象住宅

石巻市営住宅条例第2条第1項第2号に規定する普通市営住宅以外の市営住宅（以下「改良住宅等」という。）、石巻市特定公共賃貸住宅条例第2条第1項第1号に規定する特定公共賃貸住宅（以下「特定公共賃貸住宅」という。）及び石巻市勤労者住宅条例第2条第1項第1号に規定する勤労者住宅（以下「勤労者住宅」という。）を対象とする。

【対象となる住宅】 13団地、248戸

| 住宅の種類 | 建設年度 | 戸数 | 住宅の内訳（戸） | 備考 |
|----------|---------|-----|-----------------|--------------|
| 改良住宅 | S43～S53 | 188 | 水押128 鹿妻60 | 住宅地区改良法により建設 |
| 厚生住宅 | S41～S48 | 2 | 渡波2 | 県補助により建設 |
| 単独住宅 | S41～H12 | 6 | 広渕1、鮎川5 | 旧町単独で建設 |
| 勤労者住宅 | H8～H11 | 10 | 鮎川10 | 勤労者対象住宅 |
| 特定公共賃貸住宅 | H6～H16 | 42 | 桃生33、北上3 鮎川6 | 中堅所得者用住宅 |

イ 業務範囲

指定管理者が行う主な業務は、次のとおりとする。

- (ア) 入居の申込みの受付に関する業務
- (イ) 入居者に対する指導及び連絡に関する業務
- (ウ) 改良住宅等、地区施設、特定公共賃貸住宅及び勤労者住宅の維持管理に関する業務
- (エ) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

- ② 指定期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで（3年間）
- ③ 選定候補者 宮城県住宅供給公社
- ④ 選定方法 非公募
- ⑤ 選定理由 市営住宅という特殊性を有する施設を円滑に管理することが求められるものであることから、公募によらず、同様の施設管理の豊富な経験を有し、かつ現在、当該施設の管理と公営住宅の管理代行を受託している宮城県住宅供給公社を引き続き指定管理者として選定し、住民サービスの向上とより一層の事務の効率化を図るもの。

(2) 今後の予定

- 平成30年12月 市議会第4回定例会へ指定管理者の指定及び債務負担行為の一般会計補正予算案について提案
- 平成31年 1月 指定管理者の指定について通知
- 3月 指定管理に係る基本協定書の締結
- 4月 指定管理に係る年度協定書の締結
指定管理者による管理運営開始

5 石巻市河北総合センターの指定管理者の指定について（教育委員会）

石巻市河北総合センターの管理運営については、平成26年度から指定管理者制度を導入し、「公益財団法人石巻市芸術文化振興財団」を指定管理者としているが、指定管理業務期間が平成31年3月31日に満了となる。

管理施設を活用した芸術文化事業を効率よく展開し、芸術文化活動の普及振興を図るため、これまでの運営実績を勘案し、同財団を当該施設の指定管理者として指定するもの。

(1) 主な内容

- ① 施設名 石巻市河北総合センター
- ② 所在地 石巻市成田字小塚裏畑54番地
- ③ 施設概要 開館：平成6年9月30日
敷地面積：23,063.34㎡
延床面積：8,902.59㎡
構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階一部3階建
- ④ 指定期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで（2年間）
現在、石巻市芸術文化振興財団が指定管理している本施設と遊楽館については、平成32年度末に開館する予定の（仮称）複合文化施設を含めてその活用方法の見直しや指定管理に関する検討が必要なことから、指定管理期間を2年間とする。
- ⑤ 選定候補者 公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
- ⑥ 選定方法 非公募
- ⑦ 選定理由 本施設は、地域に密着した芸術文化体育施設として市民に親しまれており、（仮称）複合文化施設ができるまで、遊楽館とともに本市の中心的な芸術文化体育施設として機能させる必要があることから、これまでの運営実績を勘案し、引き続き同財団を当該施設の指定管理者として選定するもの。

(2) 今後の予定

- 平成30年12月 市議会第4回定例会へ指定管理者の指定及び債務負担行為の一般会計補正予算案について提案
- 平成31年 1月 指定管理者の指定について通知
3月 指定管理に係る基本協定の締結
4月 指定管理に係る年度協定の締結
指定管理者による管理運営開始

6 石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館の指定管理者の指定について（教育委員会）

多目的ふれあい交流施設遊楽館の管理運営については、平成26年度から指定管理者制度を導入し、「公益財団法人石巻市芸術文化振興財団」を指定管理者としているが、指定管理業務期間が平成31年3月31日に満了となる。

管理施設を活用した芸術文化事業を効率よく展開し、芸術文化活動の普及振興を図るため、これまでの運営実績を勘案し、同財団を当該施設の指定管理者として指定するもの。

(1) 主な内容

- ① 施設名 石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館
- ② 所在地 石巻市北村字前山15番地1
- ③ 施設概要 開館：平成17年3月19日
敷地面積：58,073.00㎡
延床面積：8,905.39㎡
構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階一部2階建
- ④ 指定期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで（2年間）
現在、石巻市芸術文化振興財団が指定管理している本施設と河北総合センターについては、平成32年度末に開館する予定の（仮称）複合文化施設を含めてその活用方法の見直しや指定管理に関する検討が必要なことから、指定管理期間を2年間とする。
- ⑤ 選定候補者 公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
- ⑥ 選定方法 非公募
- ⑦ 選定理由 本施設は、地域に密着した芸術文化体育施設として市民に親しまれており、（仮称）複合文化施設ができるまで、河北総合センターとともに市の中心的な芸術文化体育施設として機能させる必要があることから、これまでの運営実績を勘案し、引き続き同財団を当該施設の指定管理者として選定するもの。

(2) 今後の予定

- 平成30年12月 市議会第4回定例会へ指定管理者の指定及び債務負担行為の一般会計補正予算案について提案
- 平成31年 1月 指定管理者の指定について通知
3月 指定管理に係る基本協定の締結
4月 指定管理に係る年度協定の締結

指定管理者による管理運営開始

7 石巻市視聴覚センターの移転について（教育委員会）

石巻市視聴覚センターについては、現在、石巻市情報プラザ内に事務所を設置しているが、平成31年3月31日をもって石巻市情報プラザの廃止が予定されている。

石巻市情報プラザの廃止に伴い、平成31年4月から石巻市視聴覚センターの事務所機能を河北総合支所に移転するもの。

(1) 主な内容

石巻市視聴覚センターを石巻市情報プラザ内から河北総合支所内に移転するもの。

旧所在地：石巻市成田字小塚58番地（石巻市情報プラザ1階）

新所在地：石巻市相野谷字旧会所前12番地1（河北総合支所2階 小会議室）

(2) 今後の予定

平成30年12月 市議会第4回定例会へ石巻市視聴覚センター条例の一部改正について提案
（平成31年4月1日施行予定）

平成31年 1月 石巻市視聴覚センターの移転について周知

3月 事務所移転

4月 河北総合支所内にて事業開始

8 石巻市桃生植立山公園の指定管理者の指定について（教育委員会）

石巻市桃生植立山公園は、パークゴルフの競技人口の増加や、地元利用団体からの要望により、ゲートボール場及びマレットゴルフ場の改修工事に着手し、平成30年10月にパークゴルフ場を整備している。また、同公園の管理運営については、開設当初から市の直営となっている。

多様化する市民ニーズに効果的かつ効率的に対応するとともに公共サービスの向上を図るため、指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

- ① 施設名 石巻市桃生植立山公園
- ② 所在地 石巻市桃生町中津山字外八木214番地
- ③ 施設概要 平成9年4月1日開設
敷地面積：112,000㎡
ソフトボール場1面：12,553㎡
テニスコート4面：3,130㎡
パークゴルフ場4コース36ホール：18,800㎡
（パークゴルフ場は平成30年10月6日供用開始）
松林公園：44,000㎡
管理棟、屋外水洗トイレ、駐車場約130台
- ④ 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）
- ⑤ 選定候補者 有限会社ふれあいパーク

- ⑥ 選定方法 石巻市桃生植立山公園指定管理者選定委員会を設置し、申請書類の審査を行い、採点方式により指定管理者候補を選定した。
- なお、申請者については、配点合計の2分の1以上の点数を獲得したため、指定管理者候補者として適格と判断した。

(2) 今後の予定

- 平成30年12月 市議会第4回定例会へ指定管理者の指定及び債務負担行為の一般会計補正予算案について提案
- 平成31年 1月 指定管理者の指定について通知
- 3月 指定管理に係る基本協定の締結
- 4月 指定管理に係る年度協定の締結
指定管理者による管理運営開始

[報告事項]

1 宮城県石巻地区LPガス協議会との高齢者見守りへの協力に関する協定締結について（福祉部）

宮城県石巻地区LPガス協議会（以下「協議会」という。）から、高齢者世帯の増加に伴う社会貢献活動の一環として、会員燃料店が訪問業務の範囲で行う「高齢者の見守り」への協力について本市へ申出があり、協定締結に向けて協議を重ねてきた。

協議会と高齢者の見守りへの協力に関する協定を締結することにより、高齢者が安心して自立した生活を営めるよう支援するもの。

(1) 主な内容

【協力内容】

- ・協議会の会員燃料店が行う訪問業務を通じて、訪問先で異変等を発見した場合に協議会事務局経由で本市へ連絡する。
- ・緊急性が高いと思われる場合には、直ちに救急車の手配や警察への連絡を行う。

(2) 今後の予定

平成30年11月27日 協定締結式

[その他]

- ・なし

以上